

2020年5月15日

教職員
学 生 各位

学長 祖父江 憲治

緊急事態宣言解除に対する本学の対応方針について【通知】

政府は、新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言について、本県を含む39県の解除を決定し発表いたしました。

このことについて、人の移動等が活発化することによる感染者発生リスクが高まる事態を憂慮し、本学としては、これまで同様の体制および対応方針を維持することといたします。

皆様におかれましては、これまで発出いたしました方針を遵守し、引き続き感染予防に努めていただきますようお願いいたします。

以上